

8 通所型サービス B（住民主体）

①サービスの内容

住民主体による要支援者を中心とした（利用者の半数以上が要支援者等）自主的な通いの場づくり

②対象者とサービス提供の考え方

要支援者等であって、状態を踏まえながら、住民主体による以下のような多様なサービスの利用をすることで利用者の自立支援に資するような場合に対象となります。

令和3年4月介護保険法改正により、既に通所型サービスBを利用して要介護認定を受けた場合には、継続して通所型サービスBを利用することができます。この場合には、要支援者等として利用者の半数以上の条件に入ります。

【例】

- ・体操、運動等の活動
- ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり
- ・定期的な交流会・サロン
- ・会食

※上尾市では現在、通所型サービスB事業を実施している団体はありません。

※要支援者や事業対象者（以下「要支援者等」という。）が対象になりますが、利用者の半数以上が要支援者等であれば、一般の高齢者や要介護者が含まれていても通所型サービスBとして補助の対象となります。この場合における要介護者は、一般高齢者と同様の扱いのため、介護予防ケアマネジメントの対象外となります。

③実施方法

ボランティアの元気高齢者が中心となって、通いの場を提供します。

サービスを利用する際に実施する介護予防ケアマネジメントは、介護予防ケアマネジメントⅢです。なお、介護予防ケアマネジメントⅢは、初回のみでのケア

マネジメントのため、要介護認定を受けた後に継続して通所型サービスBを利用する場合に再度請求することはできません。

④団体の基準

サービス提供団体は、以下の基準を遵守してください。
（「努めます」の記載以外は、「実施義務」があります。）

(1) 必ず遵守すべき基準（全国一律の基準）

- ・従事者の清潔保持と健康状態の管理のための対策を講じてください。
- ・従事者又は従事者だった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者やその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。
- ・利用者へのサービス提供時に事故が発生した場合は、次の措置を講じなければならず、またその実施方法を定めておいてください。
イ：利用者の家族や、介護予防支援・第一号介護予防支援事業に関する援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行う等の必要な措置。
ロ：事故の状況・採った処置についての記録。
ハ：賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ・事業の廃止・休止をしようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、市に届出をしてください。

(2) 人員の基準（上尾市の基準）

- ・事業の実施に必要な従事者を配置してください。

(3) 設備の基準（上尾市の基準）

- ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画が必要です
- ・事業の運営に必要な設備、備品が必要です。

(4) 運営の基準（従前の予防給付と同様の基準）

- ・必ず守るべき基準以外に上尾市独自で定める基準はありません。

⑤補助単価

以下に示す補助額と経費として支出した額を比較して少ない額を支給します。

- ①事業を新たに開始するために要する経費のうち、需用費、賃借料、備品購入費（備品の設置に伴う工事請負費を含む。）、報償費、旅費、役務費、委託料（当該事業を開始する日の属する年度分の委託料に限る。）及び工事請負費・・・20万円

- ②事業を運営するために要する経費・・・次の各号に掲げる1年間当たりの通所サービスBの実施回数の区分に応じ、当該各号に定める額
 - (1) 年13回から24回まで 5万円
 - (2) 年25回以上 10万円